

計画推進部会 提言書(案)

計画推進部会では、広陵町自治基本条例(以下「基本条例」という。)の基本理念を礎としたまちづくりを実現するためには、町民がまちづくりの主体として、町政やまちづくりへ参画する権利を保障すると共にその責務を果たすことができる環境を整えることが必要であると考え、種々の検討を進めてまいりました。

具体的には、町民がそれぞれの立場から、行政が担う様々な施策について自分事として捉え、その立案から実施・推進の過程に町民の目線から参画することができる仕組みの構築について協議を行いました。

<内容協議に至った経緯>

基本条例に基づく「まちづくり推進計画」を推進していくためには、政策の方針や内容を策定し決定していく過程への町民の参画が求められます。当部会では、これを実現するための具体的な推進方策を検討し協議を行いました。

その端緒として、まず基本条例第12条第4項に規定する審議会等への町民の参画の現状を調査しました。続けて、基本条例第12条第1項及び第2項に規定する制度として第31条に定めるパブリックコメントの実施状況についても調査しました。その結果、審議会等への公募委員の参加が極めて限られていること並びにパブリックコメントの統一的な実施手順がないということが判明しました。

このため、当部会は令和6年度に4回の部会を開催し、「審議会に関する例規の見直し(公募委員について)」及び「パブリックコメント実施の統一的な仕組みづくりについて」について議論を深め、町民の参画・協働を推進する取組の一つとして以下にわたる提言書を取りまとめました。

第1回 5/29	参加・参画と協働を考える(現状・課題)
	・地方自治法に基づく審議会等の公募委員について ・参画と協働施策実施状況報告書について
第2回 6/28	参加・参画してもらいやすい仕組みづくり(取組の視点)
	・公募委員のあり方 ・公募委員が集まらない現状 ・パブリックコメント等参加参画しやすい仕組み
第3回 11/6	参加・参画してもらいやすい仕組みづくり(取組の視点)
	・審議会等の公募委員の現状整理から ・公募委員の目的・役割の明確化 ・参画と協働の施策実施状況報告書 ・パブリックコメント手続実施の例規整備
第4回 12/18	参加・参画と協働のまちづくり推進に向けた取組案確認(提言内容)
	・計画推進部会としての提言内容確認

計画推進部会からの提言

<参画・協働の意識の向上>【条例第4条関係】

まちづくり事業実施の際は、町民との参画・協働の意識を持って、広陵町自治基本条例に基づく条項をクレジットとして記載するよう提言します。

<審議会等の委員構成（公募委員）について例規等の見直し>【条例第12条・第24条関係】

行政施策に対し、町民が参画する方法の一つとして、各審議会等の委員構成に公募委員が必要であると考えますので、構成委員に公募委員を加える例規の見直しを提言します。

ただし、個人情報や機密情報を扱う審議会等については、この限りではありません。

なお、推進会議で協議した、例規等の見直しが必要であるとする審議会等は、別紙のとおりです。

<公募委員募集について目的、役割等の明確化>【条例第12条・第24条関係】

公募委員を募集する場合は、次のような工夫を検討して募集するよう提言します。

- ・募集する会議体の目的、内容、求める役割等を明確にわかりやすく説明（記載）する。
- ・町民が身近に感じ、内容や成果等がわかるよう公募委員の体験談や公聴会（説明会）を行う。
- ・広報や SNS だけでなく、人が集まる場所で募集ポスター掲示などを行う。

<パブリックコメント実施手続についての要綱の策定>【条例第12条・第31条関係】

重要な条例制定、計画策定や改正、廃止する際に、町民からの意見及び提案を広く求めるため、自治基本条例第 31 条に定めのある、パブリックコメント実施において、町（行政）内部の統一的な手続きを定める要綱の策定を行うよう提言します。

なお、推進会議計画推進部会で協議した要綱案を提示します。

<参画と協働の施策実施状況報告書の継続実施>【条例第40条関係】

行政施策実施において、協働の基本原則を理解し、行政側の評価と協働する相手の評価について、それぞれの自己評価を行い、乖離のある項目については、情報共有の上、双方協議して事業のあり方を確認し、見直すよう提言します。